

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：12月11日(水) 15：00（知事会見開始後）  
②新聞：12月11日(水) 夕刊

# 令和6年度12月補正予算(緊急経済対策) (案)

令和6年12月11日  
財務部 財政課

# 兵庫県 令和6年度12月補正予算（緊急経済対策）全体像

補正予算規模 **655** 億円

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、新たに配分される**重点支援地方交付金を活用**し、はばタンPay+第4弾（申込枠の拡大、子育て応援枠の追加等）のほか、各種施設・事業者への一時支援金、LPガス利用者の負担軽減など、**物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援を実施**。

あわせて、**社会基盤整備の充実・強化**を図り、事業効果の早期発現を促進するとともに、県人事委員会勧告を踏まえた**給与改定に対応**するため、**令和6年度12月補正予算（緊急経済対策）**を編成。

<b>01</b> 県民生活の安定化に向けた支援	<b>43.8</b> 億円
<b>02</b> 事業者の経済活動への支援	<b>13.7</b> 億円
<b>03</b> 社会基盤の充実・強化	<b>437.8</b> 億円
<b>04</b> 給与改定への対応	<b>159.7</b> 億円

# 施策体系別事業一覧

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		通常補助	重点交付金			
<b>1 県民生活の安定化に向けた支援</b>	<b>4,380</b>	<b>0</b>	<b>4,380</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 家計への支援	1,669	0	1,669	0	0	0
ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」第4弾の拡充	1,415	0	1,415	0	0	0
LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	252	0	252	0	0	0
学校給食費等負担軽減に対する支援	2	0	2	0	0	0
(2) 光熱費高騰影響の緩和	2,711	0	2,711	0	0	0
社会福祉施設等における光熱費等高騰対策	881	0	881	0	0	0
私立学校における光熱費等高騰対策	167	0	167	0	0	0
医療機関等における光熱費高騰対策	1,663	0	1,663	0	0	0
<b>2 事業者の経済活動への支援</b>	<b>1,368</b>	<b>0</b>	<b>1,368</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
(1) 中小企業等への支援	149	0	149	0	0	0
特別高圧電力を利用する中小企業等への支援	132	0	132	0	0	0
地場産業等LPガス価格高騰対策	17	0	17	0	0	0
(2) 公共交通等事業者への支援	618	0	618	0	0	0
燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	618	0	618	0	0	0
(3) 農林水産事業者への支援	601	0	601	0	0	0
粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援	114	0	114	0	0	0
飼料価格高騰に対する畜産事業者への支援	487	0	487	0	0	0
<b>3 社会基盤の充実・強化</b>	<b>43,784</b>	<b>21,435</b>	<b>0</b>	<b>1,641</b>	<b>20,708</b>	<b>0</b>
防災・減災、国土強靱化の推進	43,784	21,435	0	1,641	20,708	0
<b>4 給与改定への対応</b>	<b>15,966</b>	<b>1,568</b>	<b>0</b>	<b>3,679</b>	<b>0</b>	<b>10,719</b>
県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	15,966	1,568	0	3,679	0	10,719
<b>合計</b>	<b>65,498</b>	<b>23,003</b>	<b>5,748</b>	<b>5,320</b>	<b>20,708</b>	<b>10,719</b>
一般会計	57,133	20,178	5,748	1,366	19,122	10,719
公営企業会計	8,365	2,825	0	3,954	1,586	0

## 家計への支援

### ■ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」第4弾の拡充：14.1億円

- 現在実施しているキャンペーン第4弾（一般枠）について、想定を上回る申込状況を踏まえ、**予算額を増額し、利用期間も3カ月延長**
  - 子育て世帯の新年度準備を応援するため、「**子育て応援枠**」を新たに追加
- ※第4弾の一般枠を既に申し込んだ方も「子育て応援枠」を追加申込可能

- ・ 一般枠の申込枠の拡大 **+約100,000人分**
- ・ 一般枠の利用期間の延長 **+3カ月延長**（R7.2.28→R7.5.31）
- ・ 子育て応援枠の追加 **+約230,000世帯分**

	一般枠	子育て応援枠（追加）
対象者	すべての県民（子育て世帯含む）	18歳以下の子どもがいる全世帯
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売	一口6,250円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%	25%
申込上限	1人あたり4口	1世帯あたり2口
申込期間	R6.11.18～R6.12.13	R7.1月下旬～R7.2月下旬（予定）
利用期間	R6.12.24～R7.5.31 <b>（3カ月延長）</b>	R7.3月下旬～R7.5.31（予定）

## ■LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減：2.5億円

- 国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、**1契約あたり450円の料金軽減対策を実施**

## ■学校給食費等負担軽減に対する支援：200万円

- 物価高騰に伴う保護者等の負担軽減を図るため、**学校給食費の増額分を支援**
  - ・ **実施内容** 給食費の増額分を保護者等に補助
  - ・ **対象校** 学校給食費を値上げした県立学校

## 光熱費等高騰影響の緩和

### ■社会福祉施設等における光熱費等高騰対策：8.8億円

➤ 光熱費・食料費等の高騰による**利用者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**

#### ①対象施設

・ **高齢者施設**：5.1億円

特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約5,000施設）

・ **障害者施設**：2.4億円

障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所 等（約3,000施設）

・ **保育施設等**：1.1億円

私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ 等（約800施設）

・ **その他の施設**：0.2億円

児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設 等（約200施設）

※いずれも、県所管分を対象

②**支援単価** 施設区分（入所・通所・訪問）、定員等に応じて段階的に設定

※定員10～19人の特別養護老人ホーム・障害者支援施設 16.5万円

定員30～39人の保育所 7万円 等

## ■私立学校における光熱費等高騰対策：1.7億円

- 光熱費・食費等の高騰による**保護者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給**
  - ・ **対象施設** 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校（約400施設）
  - ・ **支援単価** 定員規模に応じて段階的に設定  
※定員100人の私立幼稚園 約21万円、定員600人の私立高等学校 約121万円 等

## ■医療機関等における光熱費高騰対策：16.6億円

- 物価高騰等の影響を受けている医療機関等に対して、**光熱費の上昇分を支援するため、一時支援金を支給**
  - ・ **対象施設** 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所 等（約20,000施設）
  - ・ **支援単価** 有床施設 15,000円/床、無床施設 30,000円/施設



## 中小企業等への支援

- 国の電気・ガス利用者への支援(R7.1月～3月分)に呼応し、国支援の対象とならない**LPガス利用業者や特別高圧電力を受電する中小企業等の負担軽減対策(3ヶ月相当)を実施**

### ■特別高圧電力を利用する事業者支援：1.3億円

- 国の高圧電力利用事業者に対する支援に準じ、**特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援を実施**
  - ・ **対象** 特別高圧電力で受電する県内中小企業等
  - ・ **支援単価** R7.1月～2月:1.3円/kwh、R7.3月:0.7円/kwh（国の高圧電力に対する支援単価並）

### ■地場産業等LPガス価格高騰対策：1,700万円

- LPガスの使用料について、本県地場産業の中でも、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、**LPガス価格高騰に対する支援を実施**
  - ・ **対象業種** 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業（淡路瓦、丹波立杭焼等）
  - ・ **支援金** LPガス使用量に応じ、2万円～最大35万円



## 公共交通等事業者への支援

### ■燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援：6.2億円

- 燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者（**路線バス、地域鉄道、生活航路、タクシー、トラック**）の負担の増加を抑制するため、**一時支援金を支給**

## 農林水産事業者への支援

### ■粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援：1.1億円

- 輸入価格の高止まりに伴う粗飼料費用の増による経営悪化を抑制するため、**県内酪農家に一時支援金を支給**

### ■飼料価格高騰に対する畜産事業者への支援：4.9億円

- 穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料費負担増を緩和するため、**県内畜産事業者に一時支援金を支給**

## 防災・減災、国土強靱化の推進（1/2）

### ■防災・減災、国土強靱化の推進：437.8億円

➤ 国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を推進

工 種	主な箇所及び事業内容
道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町) [道路改良工等] 県道 加古川小野線 東播磨道(北工区) (加古川市・三木市・小野市)[舗装工等] 県道 竜泉那波線(相生市) [道路改良工等] 都市計画道路 尼崎伊丹線(尼崎市) [道路改良工等]
河 川	武庫川(西宮市・尼崎市) [河道拡幅] 新川・東川(西宮市) [統合排水機場整備]
砂 防	中川(2)(香美町) [砂防堰堤整備] 青葉台一丁目(2)地区(西宮市) [急傾斜地崩壊対策工] イガン谷川(市川町) [砂防堰堤整備]
海岸・港湾	洲本海岸(洲本市) [護岸 老朽化対策] 姫路港(姫路市) [物揚場 老朽化対策]
都市公園	有馬富士公園(三田市) [木橋更新]
区画整理	野中・砂子地区(赤穂市) [道路整備]



東播磨道(加古川市・三木市・小野市)  
[舗装工等]



武庫川(西宮市・尼崎市)  
[河道拡幅]

## 防災・減災、国土強靱化の推進（2/2）

### ■防災・減災、国土強靱化の推進：437.8億円

➤ 国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を推進

工 種	主な箇所及び事業内容
農業農村	入野2期地区(淡路市) [ほ場整備]
造 林	宍粟市他 [間伐等]
林 道	生栖地区(宍粟市) [林道開設]
治 山	灘区六甲山町(神戸市) [斜面对策工]
漁 港	沼島漁港(南あわじ市) [水門整備等]
流域下水・ 下水汚泥	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市) 加古川上流浄化センター(小野市) [設備改築工事等]  ※公営企業会計(流域下水道事業会計)



入野2期地区（淡路市）  
[ほ場整備]



沼島漁港（南あわじ市）  
[水門整備等]

## 給与改定への対応

### ■県人事委員会勧告を踏まえた給与改定：159.7億円

- 県人事委員会からの勧告を踏まえ、給料、期末・勤勉手当等の引き上げの給与改定を実施

（単位：百万円）

区分	今回 補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
一般会計	12,287	1,568	0	0	10,719
公営企業会計	3,679	0	3,679	0	0
合計	15,966	1,568	3,679	0	10,719

### 人事委員会勧告に基づく改定（令和6年4月実施）

項目	内容
給料表	改定率 平均 + 3.0%
期末・勤勉手当	+ 0.10月（4.50月→4.60月） ※期末手当：+ 0.05月、勤勉手当：+ 0.05月



**Hyogo  
Prefecture**



(参考資料)兵庫県 令和6年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額
1 県民生活の安定化に向けた支援		4,380,000
(1) 家計への支援		1,669,000
① ひょうご家計応援キャンペーン「はばタンPay+」第4弾の拡充	現在実施しているキャンペーン第4弾(一般枠)について、想定を上回る申込状況を踏まえ、予算額を増額し、利用期間も3カ月延長 子育て世帯の新年度準備を応援するため、「子育て応援枠」を新たに追加 ○一般枠の申込枠の拡大 +約100,000人分 ○一般枠の利用期間の延長 +3カ月延長(R7.2.28→R7.5.31) ○子育て応援枠の追加 +約230,000世帯分	1,415,000
② LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	国支援の対象外となるLPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約あたり450円の料金軽減対策を実施 ○対象 LPガス販売事業者(約473,000契約) ○支援額 定額 450円/契約	252,000
③ 学校給食費等負担軽減に対する支援	物価高騰に伴う保護者等の負担軽減を図るため、学校給食費の増額分を支援 ○対象 学校給食費を値上げした県立学校 ○実施方法 保護者等への補助	2,000
(2) 光熱費等高騰影響の緩和		2,711,000
① 社会福祉施設等における光熱費等高騰対策	光熱費・食料費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給 ○支給単価 施設区分及び定員等に応じて段階的に設定 ※定員10~19人の特別養護老人ホーム・障害者支援施設等 16.5万円、定員30~39人の保育所 7万円 等 ※いずれも県所管分を対象	881,000
(a) 高齢者施設	対象施設:特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 [約5,000施設]	507,000
(b) 障害者施設	対象施設:障害者支援施設等入所施設、訪問・通所サービス事業所等 [約3,000施設]	243,000
(c) 保育施設等	対象施設:私立保育所・認定こども園、放課後児童クラブ等 [約800施設]	113,000
(d) その他の施設	対象施設:児童養護施設、母子生活支援施設、保護施設等 [約200施設]	18,000
② 私立学校における光熱費等高騰対策	光熱費・食費等の高騰による保護者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給 ○対象施設 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修・各種学校 [約400施設] ○支給単価 定員規模に応じて段階的に設定 ※定員100人の私立幼稚園 約21万円、定員600人の私立高等学校 約121万円 等	167,000
③ 医療機関等における光熱費高騰対策	物価高騰等の影響を受けている医療機関等に対して、光熱費の上昇分を支援するため、一時支援金を支給 ○対象施設 病院、診療所、歯科診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局、施術所等 [約20,000施設] ○支援単価 有床施設 15,000円/床、無床施設 30,000円/施設	1,663,000
2 事業者の経済活動への支援		1,368,000
(1) 中小企業等への支援		149,000
① 特別高圧電力を利用する事業者支援	国の高圧電力利用事業者に対する支援に準じ、特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援を実施 ○対象 特別高圧電力で受電する県内中小企業等 ○支援単価 R7.1月~2月:1.3円/kwh、R7.3月:0.7円/kwh (国の高圧電力に対する支援単価並)	132,000
② 地場産業等LPガス価格高騰対策支援事業	LPガスの使用料について、本県地場産業の中でも、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援を実施 ○対象業種 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業 [淡路瓦、丹波立杭焼等] ○支援金 LPガス使用量に応じて、最大35万円	17,000

(参考資料)兵庫県 令和6年度12月補正予算(緊急経済対策) 施策体系別事業一覧

(単位:千円)

事業名	事業内容	金額																																																														
(2) 公共交通等事業者への支援		618,000																																																														
① 燃料油価格高騰に対する公共交通等事業者への支援	燃油価格高騰の影響を受ける公共交通等事業者(路線バス、地域鉄道、生活航路、タクシー、トラック)の負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給 ○支援単価 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>支給単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線バス</td> <td>12,000円/台</td> </tr> <tr> <td>地域鉄道</td> <td>49,000円/両</td> </tr> <tr> <td>生活航路</td> <td>116,000円/隻</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>13,000円/台</td> </tr> <tr> <td>トラック</td> <td>11,000円/台</td> </tr> </tbody> </table>	事業者	支給単価	路線バス	12,000円/台	地域鉄道	49,000円/両	生活航路	116,000円/隻	タクシー	13,000円/台	トラック	11,000円/台	618,000																																																		
事業者	支給単価																																																															
路線バス	12,000円/台																																																															
地域鉄道	49,000円/両																																																															
生活航路	116,000円/隻																																																															
タクシー	13,000円/台																																																															
トラック	11,000円/台																																																															
(3) 農林水産事業者への支援		601,000																																																														
① 粗飼料価格高騰に対する酪農家への支援	輸入価格の高止まりに伴う粗飼料費用の増による経営悪化を抑制するため、県内酪農家に一時支援金を支給 ○事業主体 県酪農農業協同組合等 ○支給対象 県内酪農家 ○支給単価 2,745円/t相当	114,000																																																														
② 飼料価格高騰に対する畜産事業者への支援	穀物の国際価格高騰や輸送コスト上昇等による飼料費負担増を緩和するため、県内畜産事業者に一時支援金を支給 ○事業主体 県配合飼料価格安定基金協会等 ○支給対象 県内畜産事業者 ○支給単価 1,000円/t相当	487,000																																																														
3 社会基盤の充実・強化		43,784,000																																																														
(1) 防災・減災、国土強靱化の推進		39,098,000																																																														
① 防災・減災、国土強靱化の推進	国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を推進 (単位:千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">道 路</td> <td>国道178号 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)</td> <td>道路改良工等</td> <td rowspan="4">17,109,000</td> </tr> <tr> <td>県道 加古川小野線 東播磨道(北工区)(加古川市・三木市・小野市)</td> <td>舗装工等</td> </tr> <tr> <td>県道 竜泉那波線(相生市)</td> <td>道路改良工等</td> </tr> <tr> <td>都市計画道路 尼崎伊丹線(尼崎市)</td> <td>道路改良工等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">河 川</td> <td>武庫川(西宮市・尼崎市)</td> <td>河道拡幅</td> <td rowspan="2">5,839,000</td> </tr> <tr> <td>新川・東川統合排水機場(西宮市)</td> <td>排水機場建設</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">砂 防</td> <td>中川(2)(香美町)</td> <td>砂防堰堤整備</td> <td rowspan="3">4,636,000</td> </tr> <tr> <td>青葉台一丁目(2)地区(西宮市)</td> <td>急傾斜地崩壊対策工</td> </tr> <tr> <td>イガン谷川(市川町)</td> <td>砂防堰堤整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">海岸・港湾</td> <td>洲本海岸(洲本市)</td> <td>護岸老朽化対策</td> <td rowspan="2">528,000</td> </tr> <tr> <td>姫路港(姫路市)</td> <td>物揚場老朽化対策</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>有馬富士公園(三田市)</td> <td>木橋更新</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>区画整理</td> <td>野中・砂子地区(赤穂市)</td> <td>道路整備</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>農業農村</td> <td>入野2期地区(淡路市)</td> <td>ほ場整備</td> <td>8,179,000</td> </tr> <tr> <td>造 林</td> <td>宍粟市他</td> <td>間伐等</td> <td>564,000</td> </tr> <tr> <td>林 道</td> <td>宍粟市生穂</td> <td>林道開設</td> <td>256,000</td> </tr> <tr> <td>治 山</td> <td>灘区六甲山町(神戸市)</td> <td>斜面対策工</td> <td>543,000</td> </tr> <tr> <td>漁 港</td> <td>沼島漁港(南あわじ市)</td> <td>水門整備等</td> <td>1,356,000</td> </tr> </tbody> </table>	工種	主な箇所	事業内容	金額	道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)	道路改良工等	17,109,000	県道 加古川小野線 東播磨道(北工区)(加古川市・三木市・小野市)	舗装工等	県道 竜泉那波線(相生市)	道路改良工等	都市計画道路 尼崎伊丹線(尼崎市)	道路改良工等	河 川	武庫川(西宮市・尼崎市)	河道拡幅	5,839,000	新川・東川統合排水機場(西宮市)	排水機場建設	砂 防	中川(2)(香美町)	砂防堰堤整備	4,636,000	青葉台一丁目(2)地区(西宮市)	急傾斜地崩壊対策工	イガン谷川(市川町)	砂防堰堤整備	海岸・港湾	洲本海岸(洲本市)	護岸老朽化対策	528,000	姫路港(姫路市)	物揚場老朽化対策	都市公園	有馬富士公園(三田市)	木橋更新	49,000	区画整理	野中・砂子地区(赤穂市)	道路整備	39,000	農業農村	入野2期地区(淡路市)	ほ場整備	8,179,000	造 林	宍粟市他	間伐等	564,000	林 道	宍粟市生穂	林道開設	256,000	治 山	灘区六甲山町(神戸市)	斜面対策工	543,000	漁 港	沼島漁港(南あわじ市)	水門整備等	1,356,000	39,098,000
工種	主な箇所	事業内容	金額																																																													
道 路	国道178号 浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)	道路改良工等	17,109,000																																																													
	県道 加古川小野線 東播磨道(北工区)(加古川市・三木市・小野市)	舗装工等																																																														
	県道 竜泉那波線(相生市)	道路改良工等																																																														
	都市計画道路 尼崎伊丹線(尼崎市)	道路改良工等																																																														
河 川	武庫川(西宮市・尼崎市)	河道拡幅	5,839,000																																																													
	新川・東川統合排水機場(西宮市)	排水機場建設																																																														
砂 防	中川(2)(香美町)	砂防堰堤整備	4,636,000																																																													
	青葉台一丁目(2)地区(西宮市)	急傾斜地崩壊対策工																																																														
	イガン谷川(市川町)	砂防堰堤整備																																																														
海岸・港湾	洲本海岸(洲本市)	護岸老朽化対策	528,000																																																													
	姫路港(姫路市)	物揚場老朽化対策																																																														
都市公園	有馬富士公園(三田市)	木橋更新	49,000																																																													
区画整理	野中・砂子地区(赤穂市)	道路整備	39,000																																																													
農業農村	入野2期地区(淡路市)	ほ場整備	8,179,000																																																													
造 林	宍粟市他	間伐等	564,000																																																													
林 道	宍粟市生穂	林道開設	256,000																																																													
治 山	灘区六甲山町(神戸市)	斜面対策工	543,000																																																													
漁 港	沼島漁港(南あわじ市)	水門整備等	1,356,000																																																													
(2) 下水道施設の防災機能の強化		4,686,000																																																														
① 下水道施設の防災機能の強化	国の経済対策補正を踏まえた社会基盤整備の充実・強化を図り、事業効果の早期発現を推進 (単位:千円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流域下水</td> <td>加古川上流浄化センター(小野市)</td> <td>設備改築工事等</td> <td>1,347,000</td> </tr> <tr> <td>下水汚泥</td> <td>兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)</td> <td>設備改築工事等</td> <td>3,339,000</td> </tr> </tbody> </table>	工種	主な箇所	事業内容	金額	流域下水	加古川上流浄化センター(小野市)	設備改築工事等	1,347,000	下水汚泥	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)	設備改築工事等	3,339,000	4,686,000																																																		
工種	主な箇所	事業内容	金額																																																													
流域下水	加古川上流浄化センター(小野市)	設備改築工事等	1,347,000																																																													
下水汚泥	兵庫東流域下水汚泥広域処理場(尼崎市)	設備改築工事等	3,339,000																																																													
4 給与改定への対応		15,966,000																																																														
① 県人事委員会勧告を踏まえた給与改定	○給与改定の概要(補正予算(案)関係分) ・給 料 表 若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ(平均改定率+3.0%) ・期末・勤勉手当 0.10月引上げ(4.50月→4.60月) ○補正額 一般会計:12,287,000千円 公営企業会計:3,679,000千円	15,966,000																																																														
合 計		65,498,000																																																														
一 般 会 計		57,133,000																																																														
公 営 企 業 会 計		8,365,000																																																														



令和 6 年 12 月（定例）

第 369 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 3）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県



# 目 次

## 令和6年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括 .....	5
2. 一 般 会 計 (第168号議案)	
ア 部局別予算提案額 .....	6
イ 経費別予算提案額 .....	7
ウ 歳入予算提案額 .....	8
3. 公 営 企 業 会 計 (第169号~175号) .....	9
4. 部局別予算提案額の内訳	
(1) 給 与 改 定 分 .....	12
(2) 緊 急 経 済 対 策 分	
ア 総 務 .....	13
イ 危 機 管 理 .....	14
ウ 福 祉 .....	15
エ 保 健 医 療 .....	16
オ 産 業 労 働 .....	17
カ 農 林 水 産 .....	18
キ 土 木 .....	19
ク ま ち づ ぐ り .....	20
ケ 教 育 委 員 会 .....	21



# 令和6年度補正予算提案額概計

## 1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同期比
一般会計	歳入	2,355,029,212	57,133,000	2,412,162,212	98.7
	歳出	2,355,029,212	57,133,000	2,412,162,212	98.7
	差引	0	0	0	—
特別会計	歳入	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	歳出	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	差引	0	0	0	—
計	歳入	3,990,534,283	57,133,000	4,047,667,283	99.9
	歳出	3,990,534,283	57,133,000	4,047,667,283	99.9
	差引	0	0	0	—
公営企業会計	歳入	302,333,439	4,686,000	307,019,439	102.4
	歳出	327,258,158	8,365,000	335,623,158	105.7
	差引	△ 24,924,719	△ 3,679,000	△ 28,603,719	—
合 計	歳入	4,292,867,722	61,819,000	4,354,686,722	100.1
	歳出	4,317,792,441	65,498,000	4,383,290,441	100.4
	差引	△ 24,924,719	△ 3,679,000	△ 28,603,719	—

2 一 般 会 計  
ア 部 局 別 予 算 提 案 額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	71,648,652	267,000	167,000	0	0	100,000	71,915,652	108.1
企 画	9,252,701	92,000	10,000	0	0	82,000	9,344,701	121.0
財 務	471,130,595	122,000	0	0	0	122,000	471,252,595	100.6
県 民 生 活	6,936,709	45,000	0	0	0	45,000	6,981,709	82.5
危 機 管 理	3,656,650	272,000	252,000	0	0	20,000	3,928,650	36.1
福 祉	377,850,064	1,013,000	881,000	0	0	132,000	378,863,064	101.4
保 健 医 療	72,373,609	1,842,000	1,663,000	0	0	179,000	74,215,609	58.6
産 業 労 働	631,029,061	1,665,000	1,564,000	0	0	101,000	632,694,061	97.9
農 林 水 産	78,419,733	11,745,000	6,656,400	860,000	3,982,600	246,000	90,164,733	97.5
環 境	5,140,618	40,000	0	0	0	40,000	5,180,618	110.5
土 木	131,395,465	28,960,000	13,144,200	488,300	15,097,500	230,000	160,355,465	98.9
まちづくり	16,458,085	161,000	29,000	17,300	41,700	73,000	16,619,085	108.9
教育委員会	334,237,866	7,824,000	1,560,000	0	0	6,264,000	342,061,866	107.0
警 察	141,302,113	3,047,000	0	0	0	3,047,000	144,349,113	104.7
行政委員会等	4,197,291	38,000	0	0	0	38,000	4,235,291	110.6
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,355,029,212	57,133,000	25,926,600	1,365,600	19,121,800	10,719,000	2,412,162,212	98.7

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,821,861,010	18,035,000	7,316,000	0	0	10,719,000	1,839,896,010	98.1
(1)人件費	461,161,277	12,287,000	1,568,000	0	0	10,719,000	473,448,277	107.9
職員給等	427,662,277	12,287,000	1,568,000	0	0	10,719,000	439,949,277	103.9
退職手当	33,499,000	0	0	0	0	0	33,499,000	217.4
(2)物件費	12,130,798	1,800	1,800	0	0	0	12,132,598	97.2
(3)その他	1,348,568,935	5,746,200	5,746,200	0	0	0	1,354,315,135	95.1
II 投資的経費	191,746,059	39,098,000	18,610,600	1,365,600	19,121,800	0	230,844,059	100.2
(1)普通建設事業費	180,783,315	39,098,000	18,610,600	1,365,600	19,121,800	0	219,881,315	102.2
(1)(イ)補助事業	99,974,000	36,387,000	18,610,600	1,357,800	16,418,600	0	136,361,000	103.1
(ロ)単独事業	70,446,315	39,000	0	0	39,000	0	70,485,315	101.5
(ハ)国直轄負担金	10,363,000	2,672,000	0	7,800	2,664,200	0	13,035,000	96.3
(2)災害復旧事業費	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	72.4
(イ)補助事業	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	80.3
(ロ)単独事業	0	0	0	0	0	0	0	皆減
(ハ)国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	270,485,433	0	0	0	0	0	270,485,433	101.5
IV 繰出金	70,936,710	0	0	0	0	0	70,936,710	99.8
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,355,029,212	57,133,000	25,926,600	1,365,600	19,121,800	10,719,000	2,412,162,212	98.7



ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期対 比
県 税	815,900,000	0	815,900,000	101.0
(1) 普 通 税	815,865,000	0	815,865,000	101.0
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	104,971,000	0	104,971,000	104.7
(1) 特別法人事業譲与税	100,400,000	0	100,400,000	105.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,347,000	0	3,347,000	95.0
(3) 石油ガス譲与税	100,000	0	100,000	78.1
(4) 自動車重量譲与税	674,000	0	674,000	105.0
(4) 森林環境譲与税	196,000	0	196,000	104.3
(6) 航空機燃料譲与税	254,000	0	254,000	101.6
地 方 特 例 交 付 金	16,449,000	0	16,449,000	530.4
地 方 交 付 税	351,424,801	10,719,000	362,143,801	103.9
(1) 普 通 交 付 税	347,224,801	10,719,000	357,943,801	103.9
(2) 特 別 交 付 税	4,200,000	0	4,200,000	101.6
臨 時 財 政 対 策 債	11,600,000	0	11,600,000	43.9
調 整 債	8,396,000	0	8,396,000	106.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,292,000	0	1,292,000	93.2
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一 般 財 源)	1,310,033,801	10,719,000	1,320,752,801	101.9
分 担 金 及 び 負 担 金	4,268,859	1,365,600	5,634,459	104.4
使 用 料 及 び 手 数 料	19,645,881	0	19,645,881	98.8
国 庫 支 出 金	180,886,720	25,926,600	206,813,320	70.0
財 産 収 入	2,406,854	0	2,406,854	111.0
寄 附 金	408,437	0	408,437	110.5
繰 入 金	79,738,621	0	79,738,621	169.4
諸 収 入	651,845,939	0	651,845,939	99.2
県 債	105,794,100	19,121,800	124,915,900	103.3
合 計	2,355,029,212	57,133,000	2,412,162,212	98.7

### 3 公 營 企 業 會 計

(單位：千円、%)

区 分		病院事業	水道用水供給事業	工業用水事業	水源開発事業	地域整備事業	企業資産運用事業	地域創生整備事業	流域下水道事業	計	前年同期対	
收 益	支	既定予算額	178,130,144	15,360,921	3,550,559	—	2,504,937	1,314,662	52,134	30,643,677	231,557,034	102.4
	出	今回提案額	3,635,000	14,420	7,400	—	610	1,600	0	600	3,659,630	-
	合 計		181,765,144	15,375,341	3,557,959	—	2,505,547	1,316,262	52,134	30,644,277	235,216,664	103.7
予 算	收 入	既定予算額	171,931,011	15,828,120	4,135,500	—	2,726,728	1,354,645	1,030	31,701,365	227,678,399	100.8
	入	今回提案額	0	0	0	—	0	0	0	0	0	-
	合 計		171,931,011	15,828,120	4,135,500	—	2,726,728	1,354,645	1,030	31,701,365	227,678,399	100.8
	差引収支不足額	△ 9,834,133	452,779	577,541	—	221,181	38,383	△ 51,104	1,057,088	△ 7,538,265	-	
資 本	支 出	既定予算額	48,533,004	7,504,651	2,808,762	57,557	7,385,700	50,059	2,274,934	27,086,457	95,701,124	111.0
	出	今回提案額	0	1,480	0	0	8,590	0	1,900	4,693,400	4,705,370	-
	合 計		48,533,004	7,506,131	2,808,762	57,557	7,394,290	50,059	2,276,834	31,779,857	100,406,494	110.7
予 算	收 入	既定予算額	43,196,714	3,078,820	1,000,020	57,557	30,120	205,322	30	27,086,457	74,655,040	107.1
	入	今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	4,686,000	4,686,000	-
	合 計		43,196,714	3,078,820	1,000,020	57,557	30,120	205,322	30	31,772,457	79,341,040	107.0
	差引収支不足額	△ 5,336,290	△ 4,427,311	△ 1,808,742	0	△ 7,364,170	155,263	△ 2,276,804	△ 7,400	△ 21,065,454	-	
合 計	支 出	既定予算額	226,663,148	22,865,572	6,359,321	57,557	9,890,637	1,364,721	2,327,068	57,730,134	327,258,158	104.8
	出	今回提案額	3,635,000	15,900	7,400	0	9,200	1,600	1,900	4,694,000	8,365,000	-
	合 計		230,298,148	22,881,472	6,366,721	57,557	9,899,837	1,366,321	2,328,968	62,424,134	335,623,158	105.7
計	收 入	既定予算額	215,127,725	18,906,940	5,135,520	57,557	2,756,848	1,559,967	1,060	58,787,822	302,333,439	102.3
	入	今回提案額	0	0	0	0	0	0	0	4,686,000	4,686,000	-
	合 計		215,127,725	18,906,940	5,135,520	57,557	2,756,848	1,559,967	1,060	63,473,822	307,019,439	102.4
	差引収支不足額	△ 15,170,423	△ 3,974,532	△ 1,231,201	0	△ 7,142,989	193,646	△ 2,327,908	1,049,688	△ 28,603,719	-	



## 4 部局別予算提案額の内訳

## (1)給与改定分

## ア 一般会計予算提案額

(単位：千円)

区	分	金	額	財 源 内 訳		
				国 庫 支 出 金	特 定 財 源	起 債 一 般 財 源
職 員	給	12,284,572	1,568,000	0	0	10,716,572
議 員	報 酬	2,428	0	0	0	2,428
合	計	12,287,000	1,568,000	0	0	10,719,000

## イ 部局別予算提案額

(単位：千円)

区	分	金	額	財 源 内 訳		
				国 庫 支 出 金	特 定 財 源	起 債 一 般 財 源
総 務	部	100,000	0	0	0	100,000
企 画	部	92,000	10,000	0	0	82,000
財 務	部	122,000	0	0	0	122,000
県 民 生 活	部	45,000	0	0	0	45,000
危 機 管 理	部	20,000	0	0	0	20,000
福 祉	部	132,000	0	0	0	132,000
保 健 医 療	部	179,000	0	0	0	179,000
産 業 労 働	部	101,000	0	0	0	101,000
農 林 水 産	部	246,000	0	0	0	246,000
環 境	部	40,000	0	0	0	40,000
土 木	部	230,000	0	0	0	230,000
ま ち づ くり	部	73,000	0	0	0	73,000
教 育 委 員 会		7,822,000	1,558,000	0	0	6,264,000
警 察		3,047,000	0	0	0	3,047,000
行 政 委 員 会 等		38,000	0	0	0	38,000
合	計	12,287,000	1,568,000	0	0	10,719,000

## (2)緊急経済対策分

(総務部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
私立学校助成費	32,990,592	167,000	167,000	0	0	0	私立学校原油価格・物価高騰対策 一時支援金 167,000





( 福 祉 部 )

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
障 害 者 福 祉 对 策 費	44,721,092	72,600	72,600	0	0	0	障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 72,600
障 害 児 者 自 立 支 援 費	11,609,736	170,400	170,400	0	0	0	障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 170,400
介 護 保 険 事 業 推 進 費	83,619,516	507,000	507,000	0	0	0	高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 507,000
保 育 对 策 費	36,594,644	113,000	113,000	0	0	0	保育施設等原油価格・物価高騰対策一時支援金 113,000
児 童 福 祉 措 置 費	7,608,226	15,000	15,000	0	0	0	児童養護施設等原油価格・物価高騰対策 一時支援金 15,000
生 活 保 護 法 等 施 行 事 務 費	142,588	3,000	3,000	0	0	0	保護施設原油価格・物価高騰対策一時支援金 3,000

(保健医療部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
医療法等施行経費	851,370	1,579,000	1,579,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 1,579,000
薬機法等施行経費	174,256	84,000	84,000	0	0	0	医療機関等原油価格・物価高騰対策一時支援金 84,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業振興 対 策 費	4,484,457	1,415,000	1,415,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 1,415,000
産地振興対策費	126,395	17,000	17,000	0	0	0	地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 17,000
産業振興推進費	1,556,439	132,000	132,000	0	0	0	中小企業等特別高圧電力価格高騰対策 一時支援金 132,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国土強靱化等 緊急対策事業費	0	10,779,000	6,055,400	860,000	3,863,600	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							農 業 農 村	0	7,948,000	7,948,000
							造 林	0	563,000	563,000
							林 道	0	256,000	256,000
							治 山	0	543,000	543,000
							漁 港	0	1,022,000	1,022,000
							経営構造対策	0	112,000	112,000
							林業構造改善	0	1,000	1,000
							漁業構造改善	0	334,000	334,000
							合計	0	10,779,000	10,779,000
※県費随伴補助を含む										
国直轄事業 負担金	320,000	119,000	0	0	119,000	0	直轄土地改良事業費負担金	119,000		
畜産環境 飼料対策費	3,603	601,000	601,000	0	0	0	1 粗飼料価格高騰対策一時支援金 114,000 2 飼料価格高騰対策畜産経営一時支援金 487,000			

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国土強靱化 緊急対策事業費	0	25,587,000	12,526,200	488,300	12,572,500	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	0	15,994,000	15,994,000
							河川・ダム	0	4,833,000	4,833,000
							砂 防	0	4,252,000	4,252,000
							海岸・港湾	0	508,000	508,000
							計	0	25,587,000	25,587,000
国直轄国土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	2,525,000	0	0	2,525,000	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	0	1,115,000	1,115,000
							河 川	0	1,006,000	1,006,000
							砂 防	0	384,000	384,000
							海岸・港湾	0	20,000	20,000
							計	0	2,525,000	2,525,000
運輸事業促進費	778,546	618,000	618,000	0	0	0	公共交通等事業者燃料油価格高騰対策一時 支援金	618,000		
〔流域下水道〕 事業会計										
資本的収支	27,086,457	4,686,000	2,825,100	275,200	1,585,700	0	1 建設改良費			
							(1)流域下水道事業	1,347,000		
							(2)流域下水汚泥広域処理事業	3,339,000		

(まちづくり部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
国 土 強 靱 化 緊急対策事業費	0	60,000	29,000	9,500	21,500	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	0	21,000	21,000
							区 画 整 理	0	39,000	39,000
							計	0	60,000	60,000
国 直 轄 国 土 強靱化緊急対策 事業負担金	0	28,000	0	7,800	20,200	0	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							公 園	0	28,000	28,000
							計	0	28,000	28,000





令和 6 年 12 月 (定 例)

第369回兵庫県議会提出議案関係資料 (その 4)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

# 目 次

総 務 関 係 .....	3
健 康 福 祉 関 係 .....	6
建 設 関 係 .....	7
文 教 関 係 .....	8
警 察 関 係 .....	10

# 総 務 関 係

## 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）

###### ア 給料月額の変定（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

平均3.0%引き上げ

###### イ 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げ

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6 月 期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
12 月 期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
年 間	2.45	2.05	4.50	<u>2.50</u> (+0.05)	<u>2.10</u> (+0.05)	<u>4.60</u> (+0.10)

###### ウ 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

(ア) 医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を369,500円から370,400円に引き上げ

(イ) 獣医師職について、支給月額の上限額を35,000円から36,100円に引き上げ

###### エ 寒冷地手当（職員給与条例第20条関係）

支給月額の上限額を17,800円から19,800円に引き上げ

##### (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

###### ア 給料表の改編（職員給与条例別表第1から別表第5まで及び第12条関係）

(ア) 3級(主任級)～7級(課長級)について、民間人材等の処遇改善のため、初号近辺をカットし、最低水準を引上げ

(イ) 8級(次長級)～10級(理事級)について、より職責を重視した給料体系となるよう、級間の重なりを解消し、号給を大きくくり化するとともに、定期昇給を廃止

###### イ 扶養手当（職員給与条例第15条及び第16条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

(単位：円)

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

- ウ 地域手当（職員給与条例第16条の4関係）  
異動保障について、3年目を追加（1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%）
- エ 通勤手当（職員給与条例第17条及び附則第6条関係）  
支給月額の上限を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、特急や高速道路料金についても、支給限度額の範囲内で全額支給
- オ 単身赴任手当（職員給与条例第17条の2関係）  
新規採用者を支給対象に追加
- カ 管理職員特別勤務手当（職員給与条例第24条の2関係）  
平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更
- キ 再任用職員の処遇改善（職員給与条例第27条の3関係）  
再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加
- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の一部改正
- (1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）
- ア 給料表（任期付研究員条例第5条及び任期付職員条例第7条関係）  
職員に準じて引き上げ
- イ 期末手当（任期付研究員条例第6条、任期付職員条例第9条及び第10条関係）  
期末手当の支給月数を3.40月から3.45月に引き上げ
- (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）
- ア 特定任期付職員の勤勉手当の設定（任期付職員条例第7条、第9条及び第10条関係）  
特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定  
(期末手当3.45月 → 期末手当1.9月、勤勉手当1.55月 計3.45月)
- 3 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（令和6年4月遡及）  
期末手当について、年間支給月数を3.40月から3.45月に引き上げ（第3条関係）
- 4 臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（令和7年4月）  
特別職非常勤職員の日額報酬の上限額を34,300円から34,700円に引き上げ（第2条関係）
- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正（令和7年4月）  
日額報酬の額を400円の範囲内で引き上げ(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例別表、労働委員会の幹旋員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条、土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条関係)

区 分		役 職	現 行	改 正 案	委 員 会
委員等 報酬条例	行政委員会	委員長	34,300円	34,700円	教育、公安、選挙管理、 監査、人事、労働、収用、 海区漁業調整、内水面漁 場
		委員	30,000円	30,300円	
		専門委員等	15,500円	15,700円	
			12,500円	12,600円	
	附属機関	会長	15,500円	15,700円	固定資産評価審議会  ほか 77 機関
		副会長	13,000円	13,100円	
		委員	12,500円	12,600円	
		幹事	8,100円	8,200円	
労働委員会幹旋員 報酬条例		幹旋員	8,100円	8,200円	—
土地収用法幹旋委員 及び仲裁委員報酬条例		委員長	15,500円	15,700円	—
		委員	12,500円	12,600円	

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(2)、2(2)、4、5は令和7年4月1日

#### 2 適用区分

第2の1(1)、2(1)、3は、令和6年4月1日から適用する。

#### 3 経過措置等

(1) 令和6年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)ア及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他所要の整備を定める。

# 健康福祉関係

## 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

- 1 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「病院事業職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

ア 扶養手当（病院事業職員給与条例第5条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

（単位：円）

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

イ 管理職員特別勤務手当（病院事業職員給与条例第18条関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

ウ 再任用職員の処遇改善（病院事業職員給与条例第24条関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

エ 特定任期付職員の勤勉手当の設定（病院事業職員給与条例第2条、第20条の2及び第24条の2関係）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定

（期末手当3.45月 → 期末手当1.9月、勤勉手当1.55月 計3.45月）

### 第3 施行期日

令和7年4月1日

# 建設関係

## 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

###### ア 扶養手当（企業職員給与条例第4条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

（単位：円）

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

###### イ 管理職員特別勤務手当（企業職員給与条例第12条の2関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

###### ウ 再任用職員の処遇改善（企業職員給与条例第17条関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

###### エ 特定任期付職員の勤勉手当の設定（企業職員給与条例第2条、第14条の2及び第17条の2関係）

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を設定

（期末手当3.45月 → 期末手当1.9月、勤勉手当1.55月 計3.45月）

### 第3 施行期日

令和7年4月1日

# 文 教 関 係

## 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）

###### ア 給料月額の変定（教育職員給与条例別表第1及び別表第2関係）

平均3.0%引き上げ

###### イ 期末・勤勉手当（教育職員給与条例第28条及び第29条関係）

年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げ

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
12月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
年 間	2.45	2.05	4.50	<u>2.50</u> (+0.05)	<u>2.10</u> (+0.05)	<u>4.60</u> (+0.10)

###### ウ 寒冷地手当（教育職員給与条例第25条関係）

支給月額の上限額を17,800円から19,800円に引き上げ

##### (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

###### ア 給料表の改編（教育職員給与条例別表第1及び別表第2関係）

3級(主幹教諭)～5級(校長)について、初号近辺をカットし、最低水準を引上げ

###### イ 扶養手当（教育職員給与条例第17条及び第18条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

（単位：円）

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

###### ウ 地域手当（教育職員給与条例第18条の3関係）

異動保障について、3年目を追加（1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%）



エ 通勤手当（教育職員給与条例第19条及び附則第4条関係）

支給月額の上限を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、特急や高速道路料金についても、支給限度額の範囲内で全額支給

オ 単身赴任手当（教育職員給与条例第19条の2関係）

新規採用者を支給対象に追加

カ 管理職員特別勤務手当（教育職員給与条例第27条の2関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

キ 再任用職員の処遇改善（教育職員給与条例第30条の2関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(2)は令和7年4月1日

#### 2 適用区分

第2の1(1)は令和6年4月1日から適用する。

#### 3 経過措置等

その他所要の整備を定める。

# 警 察 関 係

## 第176号議案 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

### 第1 制定の理由

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、職員の給与改定を行う等所要の措置を講ずるため、この条例を制定しようとする。

### 第2 制定の概要

#### 1 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

##### (1) 令和6年4月の民間給与との比較等による改正（令和6年4月遡及）

###### ア 給料月額の変定（職員給与条例別表第1から別表第5まで関係）

平均3.0%引き上げ

###### イ 期末・勤勉手当（職員給与条例第25条及び第26条関係）

年間支給月数を4.50月から4.60月に引き上げ

（単位：月）

区 分	現 行			改 正 案		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
12月期	1.225	1.025	2.25	<u>1.25</u> (+0.025)	<u>1.05</u> (+0.025)	<u>2.30</u> (+0.05)
年 間	2.45	2.05	4.50	<u>2.50</u> (+0.05)	<u>2.10</u> (+0.05)	<u>4.60</u> (+0.10)

###### ウ 初任給調整手当（職員給与条例第16条の6関係）

医師・歯科医師職について、支給月額の上限額を369,500円から370,400円に引き上げ

###### エ 寒冷地手当（職員給与条例第20条関係）

支給月額の上限額を17,800円から19,800円に引き上げ

##### (2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための改正（令和7年4月）

###### ア 給料表の改編（職員給与条例別表第1から別表第5まで及び第12条関係）

(ア) 警察職4級(係長級)～8級(次席級)について、民間人材等の処遇改善のため、初号近辺をカットし、最低水準を引上げ

(イ) 警察職9級(課長級)について、より職責を重視した給料体系となるよう、級間の重なりを解消し、号給を大きくくり化するとともに、定期昇給を廃止

###### イ 扶養手当（職員給与条例第15条及び第16条関係）

(ア) 配偶者にかかる手当を廃止し、子の手当を増額

(イ) 受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施

(単位：円)

区分	R7	R8	R9
配偶者	6,500	3,000	0
子	10,000	11,500	13,000

ウ 地域手当（職員給与条例第16条の4関係）

異動保障について、3年目を追加（1年目：100%、2年目：80%、3年目：60%）

エ 通勤手当（職員給与条例第17条及び附則第6条関係）

支給月額の上限を55,000円から150,000円に引き上げるとともに、特急や高速道路料金についても、支給限度額の範囲内で全額支給

オ 単身赴任手当（職員給与条例第17条の2関係）

新規採用者を支給対象に追加

カ 管理職員特別勤務手当（職員給与条例第24条の2関係）

平日深夜の対象時間について、0～5時を22時～5時に変更

キ 再任用職員の処遇改善（職員給与条例第27条の3関係）

再任用職員に支給する手当に、地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当等を追加

### 第3 施行期日等

#### 1 施行期日

公布の日。ただし、第2の1(2)は令和7年4月1日

#### 2 適用区分

第2の1(1)は、令和6年4月1日から適用する。

#### 3 経過措置等

(1) 令和6年4月1日から同年12月31日までの間における第1号会計年度任用職員（同月に期末手当を支給されないものに限る。）の報酬の額の算定における第2号会計年度任用職員の給料月額については、第2の1(1)ア及び第3の2にかかわらず、なお従前の例による。

(2) その他所要の整備を定める。

## 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

### 2 改正の内容

基準日における議員の在職期間に応じて規定した期末手当の支給割合を改める(第4条関係)。

### 3 施行期日等

公布の日から施行する。ただし、改正後の条例の規定は、令和6年6月1日から適用し、差額については、速やかに支給する。

現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の51</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額（第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。）に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第1条に規定する職員の例による。</p>
改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して、職員の給与等に関する条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散により議員の職を離れ、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 <u>100分の172.5</u></p> <p>(2) 3箇月以上6箇月未満 <u>100分の103.5</u></p> <p>(3) 3箇月未満 <u>100分の51.75</u></p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（議員の職を離れ、又は死亡した議員にあっては、議員の職を離れ、又は死亡した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額（第2条第2項第3号から第8号までに掲げる役員にあっては、同項に規定する加算額を除く。以下同じ。）に、当該議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、期末手当の支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号）第1条に規定する職員の例による。</p>

兵庫県条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の172.5

(2) 3箇月以上6箇月未満 100分の103.5

(3) 3箇月未満 100分の51.75

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

### 第369回定例会閉会日（12月13日）本会議の概略（案）

(10:00 議運)

11:00 開議

諸般の報告

議案一括上程（開会日提案議案）

- ・委員会審査報告
- ・討論
- ・表決

追加議案上程（令和6年度補正予算関係議案）

- ・知事提案説明
- ・質疑
- ・委員会付託

13:00頃 休憩（昼食）

14:00頃 委員会審査

15:00頃 再開

- ・委員会審査報告
- ・討論
- ・表決

議員提出議案上程（議員報酬）

- ・討論
- ・表決

請願一括上程

- ・委員会審査報告
- ・討論
- ・表決

意見書案一括上程

- ・表決

常任委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続調査

16:00頃 閉会



補正予算関係の質疑時間（案）について（質疑・答弁を含める）

・自 民（20分）

・維 新（14分）

・公 明（11分）

・県 民（ 9分）

・共 産（ 7分）

・無所属（無所属議員全体で7分、1人最大5分）